

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第四四号）（衆議

院提出）要旨

本法律案は、平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成二十八年熊本地震災害関連義援金を使用することができるようにするため、平成二十八年熊本地震災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

1 平成二十八年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。

2 平成二十八年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。

二 平成二十八年熊本地震災害関連義援金の定義

この法律において「平成二十八年熊本地震災害関連義援金」とは、平成二十八年熊本地震による災害の

被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉^{しや}する等のため自発的に拋出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。

三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行することとする。

2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成二十八年熊本地震災害関連義援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。